|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 特定施設入居者生活介護 | ①人員配置区分（一般型または外部サービス利用型） | ★外部サービス利用型・受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地（参考様式７）・受託居宅サービス事業者との契約書の写し★外部サービス利用型⇒一般型【添付書類不要】**※設備、人員等の変更など、別途変更届の提出が必要となる場合がありますので、変更の際には事前に相談してください。** |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ③身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑥入居継続支援加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ※サービス提供体制強化加算は併算定できない。・入居継続支援加算に関する届出（別紙３２）・入居継続支援加算算定表（参考様式１６－２）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）※届出日の属する月の前月のもの。・介護福祉士の資格証の写し |
| ⑦テクノロジーの導入（入居継続支援加算関係） | ・テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書（別紙３２－２）・入居継続支援加算算定表（参考様式１６－３）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）※届出日前一月のもの。・介護福祉士の資格証の写し |
| ⑧生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。※個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定不可。 |
| ⑨個別機能訓練加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１)　※加算算定開始月のもの。　※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように記載してください。・機能訓練指導員の資格証の写し※個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑩ＡＤＬ維持等加算（申出）の有無 | 【添付書類不要】※ＡＤＬ維持等加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合には「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑪夜間看護体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１)　※加算算定開始月のもの。・夜間看護体制に係る届出書（別紙３３）・看護師の資格証の写し |
| ⑫若年性認知症入所者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑬科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑭看取り介護加算 | ※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定不可。・看取り介護体制に係る届出書（別紙３４－２） |
| ⑮認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）※加算算定開始月のもの。（認知症に係る研修修了者のみ記載）・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し　 |
| ⑯高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑰高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑱生産性向上推進体制加算（Ⅰ）①～③（Ⅱ）①～② | 1. 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）
2. 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
3. 加算（Ⅰ）の要件①係る各種指標に関する調査結果のデータ（別紙２）

※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告をすること（別紙１） |
| ⑲サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者ｂの氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |
| 特定施設入居者生活介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・短期利用（地域密着型）特定施設入居者生活介護チェック表（参考様式３３）・指定通知の写し（開設から３年）　※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成18年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・資格証（資格が必要な職種）の写し※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。　（短期利用規程を明記） |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ③身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑥夜間看護体制加　算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）　※加算算定開始月のもの。・夜間看護体制に係る届出書（別紙３３）・看護師の資格証の写し |
| ⑦若年性認知症入所者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑧高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑨高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑩生産性向上推進体制加算（Ⅰ）①～③（Ⅱ）①～② | 1. 生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）
2. 要件を満たすことが分かる委員会の議事概要
3. 加算（Ⅰ）の要件①係る各種指標に関する調査結果のデータ（別紙２）

※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告をすること（別紙１） |
| ⑪サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | ①人員配置区分（一般型または外部サービス利用型） | ★外部サービス利用型・受託介護予防サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地（参考様式７）・受託介護予防サービス事業者との契約書の写し★外部サービス利用型⇒一般型【添付書類不要】**※設備、人員等の変更など、別途変更届の提出が必要となる場合がありますので、変更の際には事前に相談してください。** |
| ②職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）・資格証・研修修了証の写し |
| ③身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ④高齢者虐待防止措置実施の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤業務継続計画策定の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑥生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ） | 【添付書類不要】※生活機能向上連携加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。※個別機能訓練加算を算定している場合、生活機能向上連携加算（Ⅰ）は算定不可。 |
| ⑦個別機能訓練加算 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）　※加算算定開始月のもの。　※機能訓練指導員の勤務体制がわかるように、記載してください。・機能訓練指導員の資格証の写し※個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定する場合には、個別機能訓練加算（Ⅰ）の取組に加えて、「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑧若年性認知症入所者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑨科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑩認知症専門ケア加算　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙１２－２）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）※加算算定開始月のもの。（認知症に係る研修修了者のみ記載）・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し |
| ⑪高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑫高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ | ・高齢者施設等感染対策向上加算に関する届出書（別紙３５） |
| ⑬生産性向上推進体制加算（Ⅰ）①～③（Ⅱ）①～② | ①生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙２８）②要件を満たすことが分かる委員会の議事概要③加算（Ⅰ）の要件①係る各種指標に関する調査結果のデータ（別紙２）※本加算を算定する場合は、事業年度毎に取組の実績をオンラインで厚生労働省に報告をすること（別紙１） |
| ⑭サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１４－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(標準様式１）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |